

保健所機能強化、バリアフリーなどで政策提言 県議会六月通常会議の質問と中間期要望

コロナ対策で二千億超の補正

私が見なさまに県政の場に届けていたでいて、丸一年が経過しました。六月の通常会議で昨年に続いて一般質問をさせていただく機会がありました。

今年が例年と大きく違うのはやはり、新型コロナウイルスの感染拡大が、世界中を巻き込んだ歴史的な事態になっていることです。県議会も四月以後すでに二度臨時会議と通常会議、計三回も議会が開かれております。その中で四回にわたる補正予算、合計一三八〇億円というかつてない規模の補正予算が組まれております。六月末の時点では、県内でも全国でも感染がいったん収束したかに見えて、これから社会経済活動をどう

やって回復していくか、というのが大方の見方でした。ところが七月八月で急激に感染者数が拡大しました。県内の二月から六月までの感染者数が六六名。これに対して七月から八月二〇日までで二八六名ということでした。社会経済活動のアクセルをふかそうにもふかしくない、そういう中、栃木県においても先の見えない難しい県政運営が求められています。

そうした中で、九月議会の動きが始まりました。先日、九月補正の説明を受けた時点で、すでに七〇〇億円を超える補正予算が組まれることになっています。そうすると今年度は、コロナ関連だけでも二〇〇〇億円を超える補正で、補正後の規模で一兆円を超えるという事態になっています。

一方で今、世界的にも国内的に



栃木県議会議員
(自治研センター理事)

小池 篤史

も経済活動が縮小。県内においても来年の税収はかなり大きく減ると見込まれています。昨年、一昨年とも予算の減額修正がされ、ただでさえ厳しいと予想されるころ、これだけ増額の補正予算を組み、さらに税収が下がるということとを想定すると、かなり来年度以降に降厳しくなるのではないかと予想しています。

六月通常会議で私の前に質問に立った三森議員が、質問の中で「とちぎ未来開拓プログラム」に言及してどきっとしました。ただ文脈としては「かつてこのようなことがあったけれども、こんなことにならないようにこれから県の財政をしっかりと立て直していこう」といった意味合いで使われていました。

五月二八日の質問の直前に新聞



の報道で、県の職員で超過勤務が過労死ラインに達している者が一〇名いるというものがありません。そのうち多くが保健福祉部健康福祉センター関連ということ、保健所機能の拡充を質問で取り上げました。今、県の職員は平時でもギリギリの人数で一生懸命やっている中で、コロナのような非常事態がひとたび起きるとどうしてもパンクしてしまいます。県職員一人ひとりが自分を犠牲にして県政に尽力されている中で、安易な人員削減を絶対に認めるわけにはいきません。これまで佐藤栄先生がたたかかってこられました。先生がたたかかってたたかわなければならぬという思いを強くしています。

保健所機能の拡充を

五月二八日の一般質問の内容ですが、まず「今後の検査体制の拡充について」で、ここで保健所機能の拡充に触れました。一九九七年三月まで県内に保健所は一か所ありましたが、機能を集約して今は宇都宮市保健所を含めて県内

六か所になってしまいました。広域性、効率性ということだったのでしょうが、コロナ感染症拡大を受けて改めて、保健、検疫体制としてこれで十分なのか、保健所機能をもう一度拡充することを検討したかどうかと質問しました。執行部からは、保健所業務はパンク状態にあり、本庁から応援職員を派遣して何とかしのいでいるという回答でした。その場しのぎではなくて、本質的に機能拡充ということも考えていかなければならないと思います。

バリアフリーは当事者参加で

続いて「公共的施設におけるバリアフリーの在り方について」です。栃木県はひとにやさしいまちづくり条例によって、バリアフリーの種々の基準を設けて各施設に整備しているところです。ところが、実際に車いすで生活されている方たちにお話を聞くと、必ずしも基準を守っていればそれでいいというものではない、車いすで利用してみるといろいろな不都合が生じている、ということでした。

法令の基準だけではなくて、設計の段階から当事者の声を組み込んで、何がバリアになっていてどうやったらそのバリアを解消できるのか、こういったことを取り組む必要があると思います。

その具体例として総合スポーツゾーンのメインスタジアムを取り上げました。スタジアムの入り口部分にスロープが設置されています。法令の基準に則って5%の傾斜でつくられ、一定間隔でおどり場を設けているのも基準通りです。ただその長さが全部で二〇〇メートルです。これが本場に車いすを使う人の目線に立っているのでしょうか。

そこでエレベーターが二か所ありますが、一般の客が使えるのは一か所だけで、もう一か所はVIP専用ということが問題になりました。いろいろやりとりした結果、最終的に「エレベーターはふたつとも一般の人は使える」ということになりました。

七月二三日、感染症のために当初予定より約二ヶ月遅れで完成記念式典が行われましたが、二年後にはとちぎ国体、全国障害者スポーツ大会が開催されます。バ

リアフリーに関して見識も経験も深い方々が大勢おいでになります。栃木県がリアフリーに関してどの程度の意識を持っているか、見ればわかってしまうでしょう。二年の間に直せるところは直して、栃木県が日本に誇る総合スポーツゾーンをつくりましょう、と、その後いろいろな機会に申し上げています。

コロナ下のキャッシュレス決済

続いて「キャッシュレス決済の普及促進について」ですが、先輩の加藤正一議員も昨年の九月議会で取り上げました。が、六月いっぱい国のポイント還元が終わるということ、私が改めて取り上げました。宇都宮商工会議所が「キャッシュレス決済に関する実態調査」を行なって、今年二月に結果報告書を明らかにしました。それによると、事業者の方々はおおかたキャッシュレス決済の導入について否定的なのです。手間がかかったり手数料がとられたりするけれども、実際の売り上げやお客さんの入れ込みにはまったく変化

がないと。ただ、その後コロナという大きく社会環境が変わる事態の中で、改めてこの非接触型決済としてのキャッシュレス決済ということ、今までの効率性だけとは違うものが出てきました。改めて県として、キャッシュレス決済の普及促進をとらえなおして進めていくことも必要だと思います。執行部もキャッシュレス決済の有用性、重要性は認めておられますが、この間の実績を見ると、普及率二六％を四〇％まで上げるという目標に対して、二九％にとどまっています。あまり成果があがっていないということでした。新型コロナウイルスの感染拡大ということで事情が変わってきましたから、導入促進に向けてより一層取り組んでいたきたい、とお願いしました。

子どもの貧困の実態調査を

最後に「長期休業による子どもたちへの影響について」質問しました。学校の休業の中で、改めて子どもの貧困という問題が浮き彫りになってきていると思います。今、七人にひとりの子どもが三食のこ

飯を食べられないと言われていますが、その栄養源を子ども食堂に大きく頼っている子どもたちもいます。新型コロナウイルスの感染が拡大して、子ども食堂の運営がままならない中で、こういった子どもたちはどうなっているのでしょうか。県内にどれくらい貧困で苦しんでいる子どもたちがいるのか、しっかりした実態調査をして有効な対策を取らなければなりません。

教育委員会の管轄で就学援助という制度があります。子どもが学校に行くにあたって学費以外の費用、修学旅行にかかるお金や文房具を買うお金など、周辺部分の費用を援助する制度です。文部科学省の二〇一八年度の調査では、この就学援助の利用率が全国平均で一四・九〇％で、七人にひとりという子どもの貧困の数とほぼ合っているとあります。栃木県内では、この利用率が八・一〇％で、全国平均の半分しかこの就学援助の制度を利用していません。貧困の子どもが全国の平均の半分ということならいいのですが、恐らくこの制度の周知が行き届いていないのではないのでしょうか。県教育委員会に質問したところ、就学援助は市

町教育委員会の管轄で、どういった基準で援助するのか、どこまでの幅で援助するのかも市町教育委員会に任されているということなのです。だから県の方では把握していないとのことでした。ただ、全県的に子どもの貧困の状況がどうなっているのか、どの程度利用されているのか、把握する必要があるのでではないでしょうか。知らないばかりに利用できないでいる子どもたちに、ちゃんと利用できるようにすすめることも必要なのではないかと思えます。

就学援助は教育委員会、子どもの貧困は保健福祉部という難しさはありますが、子どもの貧困は部局横断的に取り組まなければいけないということだと思いますし、そのためにも声を出していきたいと思えます。

介護の人材確保は処遇改善で

最後に、九月議会に向けた中間期要望とかかわって、私の担当である介護の人材確保のことをお話しします。栃木県は介護人材の確保に向けて、外国人材の活用や、元

気高齢者の活用という事業を展開しています。外国人材の活用というのは、主に現地でマツチングで、ベトナムなどに出向いてマツチングの支援をするわけですが、コロナ禍の中でなかなか進んでいません。

そうでなくても介護人材不足は全国的に深刻で、人材不足ゆえに事業が継続できないという話もできています。そこにコロナが拡大して、職員の中で感染者が出たらその穴を埋めることはとても難しいです。そこで、いざ感染者が出た場合、事業所の中で職員を融通しあう制度を県が中心になって作る、そういうところが全国で一、二県ぐらい出てきています。栃木県でもそういう取り組みを進めるべきと、要望を加えました。

また、外国人材のマツチングに加えて、県内に四万二、三〇〇〇人ぐらいいらっしゃる外国人在留者です。この方たちの特定機能の取得を後押しする形で、介護人材に参入してくれる外国人の方を探す、という選択肢も提案しています。

ただ、本質的には介護職員の待遇改善なしには語れないと思いま

す。一〇年来待遇改善について議論されながら、やはり十分な改善がなされていないと。日本人がやりたがらないから外国人にやらせる、という考え方がそもそも間違っていると思います。今、ケアの倫理ということが言われています。国際レベルでいえば、発展途上国の人が先進国に行つて、介護の仕事に従事します。その方は母国に年老いた母親を置き去りにしています。その母親の介護はどうするのでしょうか。そういったことも考えると、やはり根本的に待遇改善を、地位の改善をしなれば、根本的な解決にはならないのではないかと思えます。